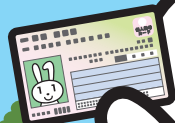


一定の取引のあるお客さまは
マイナンバーの届出が必要です！

届出されていない
お客さま！

マイナンバーの
届出は
お早めに！

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん



銀行へのマイナンバーの届出が法令で義務付けられている主な取引

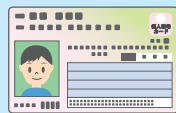


個人のお客さま

- 投資信託・公共債など
- 証券取引全般（特定口座も対象）
- 外国送金（支払い・受け取りなど）
- 教育／結婚・子育て資金一括贈与
- 財形貯蓄（年金・住宅）
- 信託取引（金銭信託など）
- マル優・マル特

マイナンバーの届出に必要な書類

マイナンバーカード



この1枚で
OK!

または

通知カード※1

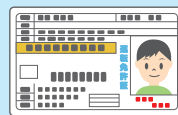


または

住民票
(マイナンバー付)



運転免許証などの
本人確認
書類1点※2



- ※1 2020年5月25日以降に通知カードの記載事項（氏名・住所など）に変更が生じた場合は、マイナンバーの届出に利用できません。
※2 顔写真なしのもの（健康保険証や住民票、年金手帳など）の場合は、書類2点が必要です。

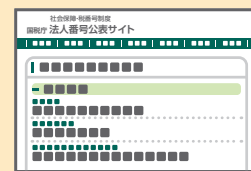


法人のお客さま

- 投資信託・公共債など
- 証券取引全般
- 外国送金（支払い・受け取りなど）
- 定期預金・通知預金
- 店頭デリバティブ取引
- 信託取引（金銭信託など）

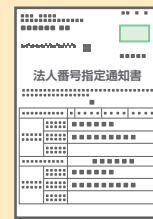
法人番号の届出に必要な書類※3

国税庁法人
番号公表サイトの
法人情報画面を
印刷したもの



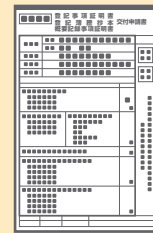
または

法人番号
指定通知書



+

登記事項証明書
などの
法人確認書類※4



- ※3 告知または各金融機関所定の告知書の提出をすれば、確認書類が不要となる場合があります。詳しくはお取引先の金融機関にお問い合わせください。
※4 商業・法人登記簿謄本や印鑑証明など。

JBA 一般社団法人
全国銀行協会

内閣府

税 国税庁

金融庁
Financial Services Agency

注 すでにマイナンバーを届出いただいている場合には、改めてマイナンバーを届出いただく必要はありません（住所などの変更手続時、マル優・マル特や法人定期預金の新規取引の開始などを除く）。



持ってて便利！ マイナンバーカード！

口座開設やパート・アルバイトの開始時など、様々な場面で身分証明書として活用できます。

皆さんも、マイナンバーカードを作成してみたいかどうでしょうか？



マイナンバーカードの申請は カンタン！しかも無料！

スマートフォンやPCなどからできるオンライン申請がカードの仕上がりが早くておすすめです！

詳しくはこちら！



<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>



マイナンバー制度について 詳しくはこちら

● 内閣府ウェブサイト

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/>



● 国税庁ウェブサイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumber/info/index.htm>



● マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178 (無料)

※ 金融機関とのお取引に係るご質問については、お取引先の金融機関にお問い合わせください。



Q1

マイナンバーには、金融機関への届出期限があるの？

A1

法令により、2015年12月31日以前から投資信託や法人定期預金などのお取引のあるお客さまには、2022年1月1日以後最初に投資信託などの売却益・分配金、利息などの支払いを受けるときまでに、マイナンバーを届け出ることが義務付けられています。

Q2

投資信託などの取引をしていると、なぜ金融機関にマイナンバーを届け出なければならないの？

A2

法令により、お客さまには、マイナンバーの届出が義務付けられているためです。お客さまからの届出によって、行政機関における事務手続の効率化やサービスの向上などが期待されています。

Q3

マイナンバーを届け出ると行政機関などに資産を知られてしまうの？

A3

マイナンバーの届出をきっかけに、金融機関が行政機関などにお客さまの預貯金残高などをお知らせすることはありません。

Q4

届け出たマイナンバーは何に利用するの？

A4

法令により、税務署に提出する法定書類の作成などのために利用します。また、銀行が万が一破たんした際の預貯金の円滑な払戻しや、これまでと同様、法令にもとづき、税務調査や生活保護などの資産把握の対象になった方の口座に限り、その回答を行う際などに利用します。



ご存じですか？2020年5月25日以降マイナンバーの通知方法などが変わります！

マイナンバーの通知方法の変更について

マイナンバー制度の開始以降、マイナンバーは、市区町村役場から「通知カード」により通知されてきましたが、法令の改正により、2020年5月25日以降は、「個人番号通知書」により通知されることとなりました。

この「個人番号通知書」は、通知カードとは異なり、勤務先やアルバイト先、金融機関などにマイナンバーを届け出際のマイナンバー証明書類としては利用できませんので、ご注意ください。

現在お持ちの通知カードの取扱いの変更について

これまで、結婚や引越などにより氏名、住所などに変更が生じた場合は、市区町村役場で通知カードに記載されている氏名や住所の変更を行っていましたが、2020年5月25日以降は、この変更が行われなくなります。

このため、2020年5月25日以降に氏名、住所などに変更が生じた方は、マイナンバーを提示する際に、通知カードを利用することができなくなりますので、ご注意ください。